

平成 27 年 1 月 15 日

三次市教育委員会教育長様  
( 社 会 教 育 課 )

広島県教育委員会教育長  
( 文 化 財 課 )



広島県史跡の指定地域の追加について (通知)

次の文化財について、広島県文化財保護条例 (昭和 51 年広島県条例第 3 号) 第 36 条第 1 項の規定により指定地域の追加を行い、平成 27 年 1 月 13 日付け広島県教育委員会告示第 1 号で、別紙のとおり告示しました。

ついては、別紙通知を所有者に伝達してください。

- 1 名 称 高杉城跡
- 2 追加する土地の所有者の氏名又は名称及び土地の地番

所有者の氏名又は名称	所 在 地	土地の地番
三次市	三次市高杉町	248 番 2, 249 番 3, 249 番 3 地先, 252 番 2, 383 番地先, 385 番 2, 387 番 2, 387 番 2 地先, 388 番 2, 388 番 2 地先, 391 番 2, 391 番 2 地先, 392 番 5, 392 番 5 地先, 392 番 6, 392 番 6 地先
宗教法人知波夜比古神社	三次市高杉町	384 番

担当 埋蔵文化財係  
電話 082-513-5023  
(担当者 河村)